

令和2年(ワ)第26002号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限)外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

## 第7準備書面

5

令和4年12月16日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中山純子



10 第1 原告2が被告大学に合格していた高度の蓋然性の証明(本件属性調整と不合格との間の相当因果関係の証明)がなされていないとの被告の主張について

15 1 被告は、①第三者委員会の調査報告書において、調査報告書記載の男女点数差80点<sup>1</sup>と一致しない受験者が約20%存在することが認定されており、平成30年度第2次試験において、全ての女性受験者に対する一律80点の減点調整がされた事実は認定されていないから、いずれの者が第三者委員会の認定する「性別による属性調整」を受けたのか、また、原告2がそのような受験者であるのか、い  
20 ずれについても不明と言わざるを得ず、事実実験の結果(乙A1)から原告2が187番で合格していた高度の蓋然性は立証できない、②事実実験の結果(乙A1)は、第三者委員会が認定している現浪区分による属性調整に対する補正が反映されていないため、原告2の順位を確定できないから、原告2が187番で大学に合格していた高度の蓋然性を示すものではない、③187位まで補欠合格が繰り上がったのは偶然の結果であり、女性の合格率が男性に比して低い当時の医学部受験の全国的傾向からすれば、事実実験後の順位に基づく繰上げ手続きでは187位まで繰り上がらない可能性が高いから、原告2が被告に合格していた高度

<sup>1</sup> 甲共2p48 第三者委員会調査報告書【表4】

の蓋然性は証明できないと主張する。

2 しかし、被告の第三者委員会は、原告2が受験した平成30年度入試においても、「性別・現浪区分という属性による一律の差別的取扱いが行われた」と認定している(甲共第2号証 p52)。平成30年度入試においては、「マイナス100点ルールを考慮した場合、」  
5 「現浪区分の判明した第2次試験受験者392名のうち約93%の点数(志願票・調査書の採点結果とされる点数)が上記表4」、すなわち現役から4浪以上・その他の現浪区分の全ての区分において男女点数差が80点であるということが、「機械的に計算できることが判明した」と認定している(甲共第2号証 p48)。原告2は、被告が行った「入学試験成績一覧表の内容及び再集計  
10 に関する事実実験公正証書」によれば、女子受験生である原告2にも80点を加点すると「従前280番であったものが187番」になったことが確認されている(乙A第1号証 p15)。そして、平成30年度入試における被告の合格者の最低順位は187位であった(被告作成第5準備書面第1の3)。

これらの事実からすれば、性別による一律の差別的取扱いがなければ、原告2  
15 が被告に合格していたことは、十分立証されている。

3 原告2は、被告のいち受験生にすぎず、被告から再判定のために必要な平成30年度の第2次試験受験生全員の志願票・調査書等の受験資料の開示も受けられていない(証拠の偏在/社会的力関係の不平等)。被告は、第三者委員会の  
20 調査対象年度である平成27年度から平成30年度入学試験の入学者以外の志願票・調査書を既に廃棄していると主張しており、被告が主張するところの再集計を行えないのは、もっぱら被告が志願票・調査書といった再判定のために必要不可欠な資料を自ら廃棄していることに起因する(試験実施者としての社会的責任の放棄)。そのため、上述のとおり、事実実験の結果、性別による「一律の差別的  
25 取扱い」がなければ原告2が187位であり、被告の平成30年度入学試験における合格者最低順位の187位と同位であることが判明している以上、被告の平成30年度入学試験に原告2が合格していた蓋然性は明らかである。事実実験の結

果(乙 A1)によっても原告2が合格していないと被告が主張するのであれば、平成30年度の第2次受験生全員に対し、性別・現浪区分による「一律の差別的取扱い」のない再判定を唯一行いえる被告が、被告が主張するところの属性調整に対する補正を反映した再判定を行い、原告2が合格していないことにつき反証すべきである。

## 第2 損害論に関する被告の主張について

### 1 家賃相当額について

(1) 被告は、原告2が実家から通学することは事実上不可能であり、実家からの通を選択したとは考えがたいため、家賃相当額は損害ではないと主張する。

(2) しかし、平成30年度に原告2が被告を受験していた当時の原告2の父の収入では、首都圏にある被告の近隣に賃貸を借りることは経済的に不可能であった。被告に午前8時に到着するためには、原告2は、最寄り駅を午前6時40分に出発することになるが、朝早い電車のため座って乗車でき、新宿駅を經由する小田急線を利用すれば始発のため確実に座って睡眠をとることもできる。被告の近くで賃貸物件を借りた場合には、家賃を親に負担してもらいつつ、一人で炊事洗濯掃除のために必要な時間を確保しなければならないのであるから、そういった生活と比較して、原告2が実家で炊事洗濯などの生活上の援助を受けながら、仮眠のとれる通学を選択することは、現実的かつ合理的な選択である。実際、原告2は、被告に合格していたら、親に家賃の負担をしてもらうことは選択せず、片道1時間30分程度の通学時間であれば十分通学できると考えて被告を受験した。原告2は、現在、実家から遠く離れた[REDACTED]大学に通学しているため、賃貸物件で居住せざるをえない。原告2は、両親から家賃の援助を受けることはできないため、現在、有利子の奨学金を毎月16万円借入れ、家賃と生活費等に充当している。実家から通学することができていれば、このような借入れをしてまで賃貸物件に居住しながら通学する必要はなかった。

(3) 原告2が2020年10月1日から新たな賃貸物件(甲 B9)に引越したのは、

他大学の合格発表が3月末であったため、その結果を待って■■■■に物件を探し  
に行ったところ、既に空室がなく、甲B第7号証の築30年近い木造アパートに  
せざるを得なかったためである。実際に住んでみると、湿気がひどく排水の悪臭も  
ひどい状態であった。それでも、経済的事情から2020年までは何とか我慢を続  
5 けたが、それも限界に達し引っ越したものである。

本来、被告が性別による一律の不利益な取り扱いによる合否判定を行っていな  
ければ、原告2は被告に合格しており、被告に合格していれば、■■■■県内に賃貸  
物件を借りる必要は全くなかった。

## 2 引越し費用について

10 被告は、原告2が被告に合格していたとしても、一人暮らしを選択したはずであ  
るから、被告への合否に関わらず引越し費用は支出されるべき費用であり損害で  
はないと主張する。

しかし、上記1に述べたとおり、原告2は、そもそも、被告には実家から十分通学  
可能であると判断して被告を受験しており、被告に合格していたら実家から通学す  
15 る予定であった。そのため、原告2は、■■■■が性別による一律の不利益な取り扱  
いをすることなく原告2を合格としていけば、引越し費用を支出する必要はなかつた。

## 第3 損益相殺の主張について

1 被告は、原告2が被告を不合格となったことにより、被告周辺で賃貸した場合の  
家賃と■■■■県で要する家賃との差額、及び、被告大学への交通費の支出を免れ  
20 ていたから、損益相殺すべきであると主張する。

2 しかし、そもそも、原告2は、被告に合格していれば実家から通学していたため、  
被告の主張するような家賃差額というものは生じない。

3 被告は、予備的主張として、被告大学への交通費相当額を損益相殺の対象と  
すべきと主張するが、原告が請求しているいかなる損害項目を対象とするのか判  
25 然としない。なお、被告に合格していたことによる損害として原告2が請求している  
のは「授業料差額」「家賃」「引越し費用」と「不合格慰謝料」であり、「交通費」

の損害項目は請求していない。

4 損益相殺につき、最高裁は「不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を相続人が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図ることが必要なときがあり得る」（最（大）判平成27年3月4日民集69巻2号178頁）と判示しているところ、原告2は交通費相当額を損害として請求していないのであるから、被告大学への交通費相当額との損益相殺はその前提を欠くというべきである。

以上